

報告第2号

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年2月26日

西脇市長 片山 象三

1 西脇市専決第1号

事故発生日時	令和5年7月26日 午前9時25分頃
事故発生場所	西脇市西脇地内
相手方	市内男性
原因・状況等	西脇市西脇地内の三叉路交差点で公用車を右折しようとしたところ、前方から直進してきた相手方車両と接触し、損傷を与えた。 過失割合 相手方0%、市100%
損害賠償の額	相手方車両修理費 $346,000円 \times 100\% = 346,000円$ を賠償する。 その余の請求権の放棄
専決処分した日	令和6年1月18日

2 西脇市専決第2号

事故発生日時	令和5年7月26日 午前9時25分頃
事故発生場所	西脇市西脇地内
相手方	市内女性2人
原因・状況等	西脇市西脇地内の三叉路交差点で公用車を右折しようとしたところ、前方から直進してきた相手方車両と接触し、相手方運転手及び同乗者が負傷した。 過失割合 相手方0%、市100%
損害賠償の額	相手方への治療費、慰謝料等 $354,677円 \times 100\% = 354,677円$ を賠償する。 その余の請求権の放棄
専決処分した日	令和6年2月5日